

# 健康カレンダー

10月中旬から11月中旬までの健康に関する行事予定です。  
変更となる場合がありますので、担当係にご確認ください。

注)表中の※印は、受付時間となります。

## 大方地域

10月	内 容	場 所	時 間	
17日(木)	浮津ふれあいサロン	浮津集落センター	9:30~12:00	
18日(金)	早咲ふれあいサロン	早咲集会所	10:00~12:00	
21日(月)	愛 育 相 談	地域子育て支援センター (大方中央保育所内)	10:00~11:00	
22日(火)	田村ふれあいサロン	田村集会所	9:30~12:00	
	緑野ふれあいサロン	緑野集会所	10:00~12:00	
23日(水)	灘 健 康 相 談	灘集会所	9:30~10:30	
24日(木)	浜の宮ふれあいサロン	浜の宮集会所	10:00~12:00	
25日(金)	新町ふれあいサロン	新町集会所	10:00~12:00	
30日(水)	上田の口ふれあいサロン	上田の口集会所	9:30~12:00	
	蜷川ふれあいサロン	蜷川健康支援センター	9:30~12:00	
31日(木)	特 定 健 診	土佐西南大規模公園体育館	※ 9:30~10:30 ※ 13:30~14:30	
	肺 が ん 検 診	土佐西南大規模公園体育館	※ 8:00~ 9:30	
	胃 が ん 検 診	正面玄関前		
11月	内 容	場 所	時 間	
6日(水)	芝ふれあいサロン	芝集会所	10:00~12:00	
7日(木)	出口ふれあいサロン	出口集会所	10:00~12:00	
8日(金)	肺 が ん 検 診 (未受診者対象)	鞭ふれあいサロン	鞭集会所	9:30~12:00
		中馬荷集落センター	※ 9:00~ 9:05	
		上田の口集会所	※ 9:35~ 9:45	
		土佐西南大規模公園体育館 正面玄関前	※ 10:05~10:20	
		JA高知はた大方支所 南部事業所	※ 10:45~11:10	
		保健福祉センター	※ 11:35~11:45	
		加持ふれあいセンター	※ 13:20~13:30	
		湊川ふれあいセンター	※ 13:55~14:00	
		鞭老人憩の家	※ 14:25~14:40	
		蜷川消防コミュニティセンター	※ 15:05~15:15	
		上川口分団消防屯所前	※ 15:30~15:45	
有井川集会所	※ 16:10~16:20			
11日(月)	小川ふれあいサロン	小川集落センター	10:00~12:00	
12日(火)	下田の口ふれあいサロン	下田の口コミュニティセンター	9:30~12:00	
13日(水)	乳 児 健 診	保健福祉センター	※ 13:00~13:30	
15日(金)	有井川ふれあいサロン	有井川集会所	9:30~12:00	

### お問い合わせ

本庁 健康福祉課 保健衛生係  
佐賀支所 地域住民課 保健センター

☎ 43-2836 (直通)  
☎ 55-7373 (直通)



## 佐賀地域

注)表中の※印は、受付時間となります。

10月	内 容	場 所	時 間
28日(月)	佐賀愛育相談	佐賀保育所	9:30~11:00
29日(火)	子宮がん検診	支援センター「こぶし」	個別に案内します
		総合センター	
31日(木)	佐賀ふれあいサロン	総合センター	10:00~14:30
11月	内 容	場 所	時 間
1日(金)	三世代ふれあい健診報告会	総合センター	10:00~12:00
5日(火)	寝たきり予防運動教室	保健センター	9:30~12:00
6日(水)	鈴ふれあいサロン	鈴漁民センター	10:00~13:00
8日(金)	寝たきり予防運動教室	保健センター	9:30~12:00
10日(日)	川奥・荷稻・小黑ノ川 ふれあいサロン	荷稻集会所	10:00~13:00
11日(月)	馬地ふれあいサロン	馬地集会所	9:30~11:00
12日(火)	寝たきり予防運動教室	保健センター	9:30~12:00
14日(木)	漁民ふれあいサロン	漁民センター	9:30~11:30
15日(金)	寝たきり予防運動教室	保健センター	9:30~12:00



### 幡多広域消費生活センター便り

「健康食品」などを勝手に送り付ける強引な業者に注意!

#### ◆相談内容

突然「以前注文した健康食品が用意できたので、代金引換配達で送る」と、知らない業者から自宅に電話があった。「身に覚えがない」と言ったら「2カ月前に6カ月分を申し込んでいます。こちらに注文した記録も残っている」と言われた。業者は自分の住所や氏名を知っており、業者の威圧な態度に、つい、承諾してしまっただけ。購入するつもりはないので、どう対応したらよいか。

#### ◆アドバイス

一方的に「商品を送る」と言われても、申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければ、きっぱりと断りましょう。また、電話で一度断ったにもかかわらず、再度勧誘してくることは、法律で禁止されています。

申し込んだ覚えがないのに「注文した」と言われ、「注文したときの電話の録音がある」、「裁判所に訴える」と脅す手口が見受けられます。業者の威圧的な態度に、恐怖心やこれ以上関わり

あいたくないという思いから、購入を承諾してしまうこともあります。

一度購入すると、継続して被害に遭うことが多く、注意が必要です。

万が一、商品が届いた場合は受け取らずに、①発送者の名前、②住所、③連絡先を確認し、配達業者に注文していない旨を伝えましょう。消費者が承諾していないのに、代金引換配達などで一方的に商品を送り付けられたときは、代金を支払う義務はありません。受け取り拒否をしてください。

電話で勧誘され、断りきれずに承諾して商品が届いてしまっても、クーリング・オフ(無条件解約)ができる場合があります。

\*困ったことがあれば、すぐに身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。相談は無料です。

○お問い合わせ

幡多広域消費生活センター  
月～金曜日 午前9時～正午・  
午後1時～5時(祝日・年末年始を除く)

☎ 34-6301

FAX 34-6295

黒潮町役場

本庁産業推進室 商工観光係

☎ 43-2113(直通)